

『申第25号・組合員の加入に関する申し入れ』

会社は労使協議を開催せず！

1月24日、『申第25号・組合員の加入に関する申し入れ』について会社窓口から回答がありました。

これは1月13日に大阪仕業検査車両所の渡邊幹夫さんがJ R 東海労働組合に加入したことについて、会社に対し、渡邊さんへの管理者等による作業中の監視等、一切の不当労働行為や人権侵害を行わないことと、加入に対する報復としたJ R 東海労への組織破壊、組織介入を行なわないよう申し入れていたものです。さらに、会社が不当労働行為や組織破壊、組織介入を行った場合は、直ちに法的手段を含めて重大な決意を持って対処することを合わせて通告するとともに、これらについて議論するため労使協議の開催を求めていたものです。

しかし会社は、「不当労働行為は行っていない」「付議事項にあたらない」として労使協議の開催を拒否しました。本部は開催を強く求めましたが、会社はその不誠実な態度を全く変えないため対立を確認しました。

以下、会社の回答と主な議論です。

『申第25号「組合員の加入に関する申し入れ」』

1月13日、関西支社、大阪仕業検査車両所に所属する渡邊幹夫さんがJ R 東海労働組合に加入した。J R 東海労は今回の加入にあたって会社に対し、当該組合員への管理者等による作業中の監視等、一切の不当労働行為や人権侵害を行わないことと、加入に対する報復としたJ R 東海労への組織破壊、組織介入を行なわないよう警告する。

J R 東海労は、会社が不当労働行為や組織破壊、組織介入を行った場合は、直ちに法的手段を含めて重大な決意を持って対処することを通告する。

労働組合への加入は個人の自由意志である。所属組合を理由に会社が不当・不利益な扱いを行うことは不当労働行為であり、断じて許されるものではない。従って、下記の通り申し入れるので早急に労使協議を開催すること。

記

1. 当該組合員に対して、管理者等による作業中の監視等、一切の不当労働行為や人権侵害を行わないこと。

2. 加入に対する報復としたＪＲ東海労への組織破壊、組織介入を行わないこと。
3. 当該組合員を含めたＪＲ東海労への不当労働行為や組織破壊、組織介入が発覚した場合には、直ちに法的手段を含めて重大な決意を持って対処することを通告する。

以 上

＜申第25号に対する会社回答＞

申第25号については付議事項ではないので労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：なぜ労使協議を開催しないのか。

会社：会社は不当労働行為は行っていない。

組合：会社は最高裁判決を見るまでもなくこれまで不当労働行為を行ってきたではないか。

会社：不当労働行為は行わない。何を議論するというのか。

組合：これまで組合員が加入した際に、会社は本人へのイヤガラセや、東ＪＲ海労組合員に対するデッチ上げによる不当処分を行ってきたではないか。

会社：その様なことはない。いずれにせよ付議事項にあたらないので開催しない。

組合：組合として労使協議の開催を要求する。

会社：開催しない。

組合：対立を確認する。

以 上